

議案第 97 号

和解について

津地方裁判所平成 28 年（ワ）第 283 号境界確定・境界標設置請求事件について、次のとおり和解する。

平成 28 年 11 月 25 日提出

亀山市長 櫻井 義之

- 1 相手方 (原告) [REDACTED]
[REDACTED]
(被告) [REDACTED]
[REDACTED]

2 和解の要旨

- (1) 別紙物件目録記載の各土地と亀山市所有の里道につき、本件土地の各所有者と亀山市との間で、それぞれその所有に係る土地の所有権の範囲を相互に確認する。
- (2) 原告は本件訴えを取り下げ、被告らはこれに同意する。
- (3) 訴訟費用は、各自の負担とする。

提案理由

境界確定・境界標設置請求事件の和解について、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

物件目録

- 1 所在
地番 1 5 2 8 番
地目 畑
地積 3 2 3 m²
所有者 [REDACTED]

- 2 所在 三重県亀山市関町新所字西町北
地番 1 5 3 1 番
地目 畑
地積 3 4 7 m²
所有者 [REDACTED]

- 3 所在 三重県亀山市関町新所字西町北
地番 1 5 2 0 番 1
地目 畑
地積 3 9 3 m²
所有者 [REDACTED]

- 4 所在 三重県亀山市関町新所字西町北
地番 1 5 2 6 番
地目 畑
地積 3 3 0 m²
所有者 [REDACTED]

- 5 所在 三重県亀山市関町新所字西町北
地番 1 5 2 6 番 1
地目 畑
地積 2 7 m²
所有者 [REDACTED]

- 6 所在 三重県亀山市関町新所字西町北
地番 1 5 3 2 番
地目 畑
地積 4 8 2 m²
所有者 [REDACTED]
- 7 所在 三重県亀山市関町新所字西町北
地番 1 5 4 2 番
地目 田
地積 3 3 7 m²
所有者 [REDACTED]
- 8 所在 三重県亀山市関町新所字西町北
地番 1 5 4 3 番 1
地目 田
地積 6 6 9 m²
所有者 [REDACTED]
- 9 所在 三重県亀山市関町新所字西町北
地番 1 5 2 1 番 2
地目 公衆用道路
地積 1 8 6 m²
所有者 亀山市
- 1 0 所在 三重県亀山市関町新所字西町北
地番 1 5 2 6 番 2
地目 公衆用道路
地積 1 9 6 m²
所有者 亀山市

1 1 所 在 三重県亀山市関町新所字西町北
地 番 1 5 2 7 番
地 目 畑
地 積 6 0 8 m²
所有者 亀山市

1 2 所 在 三重県亀山市関町新所字西町北
地 番 1 5 2 9 番 2
地 目 公衆用道路
地 積 1 9 6 m²
所有者 亀山市

1 3 所 在 三重県亀山市関町新所字西町北
地 番 1 5 3 0 番 2
地 目 公衆用道路
地 積 1 3 7 m²
所有者 亀山市

1 4 所 在 三重県亀山市関町新所字西町北
地 番 1 5 3 5 番 1
地 目 畑
地 積 2 6 2 m²
所有者 亀山市